

平成 31 年度第 1 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 48 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 601 号室

3. 出席委員(19 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 平田 真一	14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄
17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 1 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

報告第 2 号 農地法第 18 条（通知）

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）

報告第 4 号 非農地証明願承認

報告第 5 号 農地転用（農業用施設）届出

議案第 1 号 農地法第 3 条

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項

議案第 4 号 農用地利用集積計画

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に
対する意見

議案第 6 号 職員の任免

6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係 長 只今から、平成 31 年度第 1 回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本
会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

（会長あいさつ）

係 長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規
定により会長が総会の進行を行います。

議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 19 人であります。よって、
総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、平田委員・広瀬委員の両名を指名いたします。よろしくお
願いいたします。

それでは、平成 31 年度第 1 回三次市農業委員会総会を開会します。
本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。
報告案件が、報告第 1 号から報告第 5 号までの 5 件です。
議案が、議案第 1 号から議案第 6 号までの 6 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 議事の都合上、議案第 6 号「職員の任免」について先に審議します。
事務局から、説明を求めます。

係 長 議案第 6 号「職員の任免」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしく願います。
平成 31 年 3 月 31 日をもって、農業委員会事務局長「日野 宗昭」を市長部局に出向させる。
平成 31 年 4 月 1 日をもって、「中廣 晋」を農業委員会事務局長に任命する。
以上です。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、「中廣 晋」氏を農業委員会事務局長に任命します。
では、日野 前事務局長から、ごあいさつをお願いします。

（日野 前事務局長 あいさつ）

続いて、中廣 事務局長から、ごあいさつをお願いします。

（中廣 事務局長 あいさつ）

議 長 議事日程に従い、報告第 1 号から報告第 5 号について事務局から順次説明を求めます。

局 長 報告第 1 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 1 件ご報告いたします。
内容は、3 月 11 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の 1 ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第 2 号「農地法第 18 条（通知）」について 1 件ご報告いたします。
内容は、3 月 11 日までに、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約の通知があったものです。詳細については、議案書の 2 ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第 3 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 1 件ご報告いたします。
内容は、3 月 11 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の 3 ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第4号「非農地証明願承認」について4件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、大田幸町字疣山_____, _____, 現況地目は、すべて原野で、面積の合計が1,041 m², 申請人が、大田幸町_____, ●●●●さん、非農地となった理由は、昭和62年から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号2 土地の所在が、向江田町_____, 現況地目は、原野で、面積が259 m², 申請人が、向江田町_____, ●●●●さんの相続代表人 ●●●●さん、非農地となった理由は、昭和43年頃に耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号3 土地の所在が、穴笠町_____, _____, _____, _____, _____, _____, 現況地目は、すべて原野で、面積の合計が10,415 m², 申請人が、小文町_____, ●●●●さん、非農地となった理由は、平成11年までに耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号4 土地の所在が、三次町_____, 現況地目は、雑種地で、面積が12 m², 申請人が、三次町_____, ●●●●さん、非農地となった理由は、平成3年頃から耕作放棄、桜や通路等により雑種地化し現在に至っています。

報告第5号「農地転用（農業用施設）届出」について2件ご報告いたします。

申請番号1と申請番号2は、同一の土地について、それぞれその一部を転用するものです。土地の所在が、君田町石原_____, 地目は田で、全体の面積が2,020 m², 申請人が、君田町石原_____, 合同会社 ●●●●です。

申請番号1 転用面積が199.9 m², 転用目的は、農産物加工施設の建築です。

申請番号2 転用面積が1,113 m², 転用目的は、農道の整備です。

報告は、以上です。

議長 報告第1号から第5号を報告いたしました。

報告5件について、質問があればどうぞ。

(質問なし)

議長 では、議案第1号「農地法第3条」について審議を行います。

申請番号1は、福田委員に関する議案です。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、福田委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(福田委員 退席)

議長 申請番号1について、事務局から説明を求めます。

局長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について4件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号1 土地の所在が、高杉町_____, _____, 地目は、すべて畑で、面積の合計が476 m², 譲渡人が、東京都西東京市南町_____, ●●●●さん、譲受人が、高杉町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人17,804 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 本件については、報告第2号で解約となりました件です。●●さんの家は申請地のすぐ近くにあり、●●さんが遠方へ行かれてから●●さんが耕作されてきた農地です。今後も帰られる予定がないことから、●●さんへ譲渡されることになりました。引き続き耕作、管理されることを見込まれます。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号1を決めます。
それでは、福田委員に入室いただいでください。

（福田委員 着席）

議 長 申請番号1は、異議なしと決したことを報告します。
次に申請番号2について説明を求めます。

局 長 申請番号2 土地の所在が、三次町_____、地目は畑で、面積が594 m²、譲渡人が、三次町_____、●●●●さん、譲受人が、向江田町_____、●●●●さん、経営状況は、譲受人1,265 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 ●●さんと●●さんは親子です。●●さんは耕作を放棄されています。●●さんは実家に帰り、畑を耕作したいと言われていました。周辺農地の営農上の利用に影響ないものと思われまます。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号2を決めます。
次に申請番号3について説明を求めます。

局 長 申請番号3 土地の所在が、吉舎町海田原_____、_____、_____、_____、_____, _____, _____, _____, _____, _____, _____、地目は、すべて畑で、面積の合計が1,971 m²、譲渡人が、奈良県生駒郡平群町椿台_____、●●●●さん、譲受人が、吉舎町海田原_____、●●●●さん、経営状況は、譲受人667 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人の●●さんは奈良県に住まれ、高齢でありなかなか、帰られることもないことから、貸している●●さんに譲渡を依頼され、話がまとまり申請されました。●●さんは所有している農地を全て耕作されており、農業に従事する日数、機械の保有状況からも効率的な活用が見込まれます。●●さんは野菜を作られており、今現在も耕作されていることから問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号3を決します。
次に申請番号4について説明を求めます。

局 長 申請番号4 土地の所在が、吉舎町安田_____, 地目は田で、面積が435㎡、譲渡人が、熊本県熊本市中央区水前寺_____, ●●●●さん、譲受人が、吉舎町安田_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人7,203㎡、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は熊本県に住まわれているため、耕作困難で、このあと農地法5条申請で審議する農地と合わせて譲渡したいと●●さんに相談され、話がまとまりました。●●さんは柿を栽培しようと考えられています。経営農地は全て耕作されています。保有機械、農作業に従事する家族の状況からみて効率的に利用されることが見込まれます。申請地のそばに●●さんの自宅もあり地域との調和も問題ありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第1号「農地法第3条」については、申請番号1から申請番号4までを、異議なしと決します。

議案第2号「農地法第4条第1項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について1件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号1 土地の所在が、向江田町_____, _____, 現況地目は、宅地が1筆で、214㎡、雑種地が1筆で、89㎡、面積の合計が303㎡、申請人が、向江田町_____, ●●●●さん、申請内容は、農業用倉庫の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

11番 離れている場所に、別々の建物がすでに建築されています。1ヶ所は、堆肥舎として建築され、その後、先代が農業用倉庫として改築等されています。もう1ヶ所は、農業用倉庫として建築され活用されています。他の農地への影響もなく問題ありません。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第2号「農地法第4条第1項」については、申請番号1を異議なしと決めます。

議案第3号「農地法第5条第1項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について4件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号1 土地の所在が、吉舎町海田原_____, 地目は田で、面積が260㎡、譲渡人が、吉舎町海田原_____, ●●●●さん、譲受人が、吉舎町海田原_____, ●●●●さんと、●●●●さんで、持分はそれぞれ5分の2と5分の3、申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、中国横断自動車道「尾道松江線」の吉舎ICからおおむね300m以内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1番 ●●さんと●●さんは親子です。東側は現在住まわれている自宅で、他の3方は道路です。●●さんは高齢で、●●さんは体が不自由で生活が不便なため新築したい、現在の家は納屋として利用したいため、家の前にある何年も耕作されていない生産性の低い農地を選定されました。申請地は肥土を取り真砂土で埋め立てをされ、土砂流失しそうなところはコンクリート壁を設けられます。他の農地への影響は有りません。用水は公共上水道を、下水は公共下水道を、雨水は東側水路を利用されます。施工にあたっては周辺農地への影響がないように配慮され、被害があった場合は申請者の責任で対応されます。よろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号1を決めます。

次に申請番号2の説明を求めます。

局長 申請番号 2 土地の所在が、吉舎町安田_____, 地目は畑で、面積が 346 m², 譲渡人が、熊本県熊本市中央区水前寺_____, ●●●●さん, 譲受人が、吉舎町安田_____, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、倉庫兼作業場の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は、北東に株式会社●●●●の工場、北西に道路と J A 福塩線の線路、南西、南東に農地があります。譲渡人は熊本県に住まわれておりなかなか帰れないため、管理困難でした。石垣が崩れ工場の敷地内に落ちたので、譲受人が修繕を依頼したところ治せないで購入してもらいたい、●●●●も業務拡大で倉庫兼作業場、駐車場が必要ということで話がまとまりました。また現地確認の際に土が盛ってあったため、始末書を提出されています。申請地は約 50cm 切土をされ整地され、ブロック積みます。用水は必要ありません。雨水は工場裏の水路へ、汚水は発生しません。周辺農地に影響ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 2 を決めます。
次に申請番号 3 の説明を求めます。

局長 申請番号 3 土地の所在が、臼敷町_____, 地目は田で、面積が 1,143 m², 譲渡人が、南畑敷町_____, ●●●●さん, 譲受人が、南畑敷町_____, ●●●● 株式会社, 申請内容は宅地分譲です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 昨年までは耕作されていましたが、機械の運搬等遠方なので難しくなり、株式会社●●●●に相談して話がまとまり、分譲地を設けられることになりました。申請地は第 3 種農地で、隣接農地はありません。排水は既存の排水路へ流されます。他への影響はありません。よろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 3 を決めます。
次に申請番号 4 の説明を求めます。

局長 申請番号 4 土地の所在が、四拾貫町_____, 地目は田で、面積が 1,205 m², 譲渡人が、四拾貫町_____, ●●●●さん, 譲受人が、三次町_____, ●●●●さ

ん、申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3番 申請地は耕作放棄地で、手前は昨年一般住宅への転用許可した土地です。1,205㎡は宅地にしては広いのですが、土地の形状が、奥が活用するのが難しい土地なため、家庭菜園として活用されます。排水は手前の住宅にあるものへ接続されます。他の農地への影響はありません。よろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第3号「農地法第5条第1項」について、申請番号1から申請番号4までを異議なしと決めます。

議案第4号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第4号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書46ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下2段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、59件で208,520㎡、農地中間管理権の取得にともなうものが、7件で26,292㎡、合計が、66件で234,812㎡です。

各申請については議案書の11ページから45ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議長 質疑はありませんか。

～審議～

議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第4号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、49 ページの照会に対して、62 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、51 ページをご覧ください。1 件目は、作木町大山地区で作成されています、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人●●●●に、農地 10 筆、16,526 m²を転貸するものです。

次に 54 ページをご覧ください。神杉中央地区で作成されています、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人●●●●に農地 3 筆、合計 6,321 m²転貸するものです。

続いて 3 件目が、57 ページをご覧ください。神杉中央地区で作成されています、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、●●●●さんに農地 3 筆、2,565 m²を転貸するものです。

最後に 4 件目が、60 ページをご覧ください。向江田地区で作成されています、人・農地プランに基づき、プランの担い手である、株式会社●●●●に農地 1 筆、880 m²を転貸するものです。配分計画の説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて上田座長から役員会の報告をお願いします。

(上田座長 役員会報告)

引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(事務局 報告)

委員の皆様から何かございますか。

(なし)

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局長 次回は、5 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 601 会議室で総会を開催する予定です。

以上で平成 31 年度第 1 回農業委員会総会を終了します。